

社会資本整備審議会答申（平成17年9月26日） 新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて（抄）

Ⅱ. 住宅政策の方向性を示す制度的枠組みの構築

（1）住宅政策に関する国の基本計画の策定

4. 新たな計画体系の構築

④成果指標の位置づけ

（成果指標の役割と考え方）

成果指標の有している機能の1つは、「基本目標」の達成状況を評価し、施策の効果をわかりやすく国民に示す機能であり、もう1つは、市場に提示することで個人の居住の選択や事業者による住宅の供給・居住サービスの提供等に際しての判断指針として、「豊かな住生活の実現」に誘導する機能である。

成果指標の設定に当たっては、指標の達成又は向上につながる具体的施策を伴うものとし、達成度合いを的確にフォローできるよう可能な限り定量的なものとするべきである。

また、国は、一般的・基礎的な事項について、指標・目標（目標年次及び目標値）を定めることになるが、地方公共団体において、地域特性を踏まえた指標・目標を設定するとともに、事業者においても、これらを参考に指標・目標を定めることが期待される。

なお、価格に関する指標等、直ちには目標足り得ないものの、行政が市場の歪みや課題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる指標（観測指標）についても充実・見直しを図っていくべきである。